# 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

令和2年3月

三川町

はじめ	)に・	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第1	農業	経	営基	<b></b>	きの	強	化	の <sup>,</sup>	促:	進	に	関	す	る	目	標	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
第 2	効率	的	カゝ~	つ安	定	的	な	農	業	経	営	の	基	本	的	指	標	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
第 3	効率							農	業	経	営	を	営	む	者	に	対	す	る	農	用	地	の	利	用	の	集	積			0
	に関	す	るト	目標	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
第 4	農業	経	営書	<b></b>	姓強	化	促:	進	事	業	に	関	す	る	事	項	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
第 5	農地	利	用缜	集積	刊	滑	化	事	業	に	関	す	る	事	項	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	8
第 6	その	他	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	3
別紙 1	. • •	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	4
別紙 2	; • •	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	7
石川秋で 3					_									_		_									_	_				9	Ω

## はじめに

本町の農業が地域経済の発展と住民生活の安定に寄与するためには、効率的かつ 安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような 農業構造を確立することが重要です。

このため、この構想は、農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者への農用地の利用の集積、これらの農業者の経営管理の合理化など農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることを目的として策定するものです。

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

#### (本町の農業の現状)

1 三川町は、山形県の西北部、全国有数の穀倉地帯である庄内平野のほぼ中央に 位置し、四季の変化に富む豊かな自然環境に恵まれ、米を基幹作物としながら園 芸作物、畜産と多様な生産活動が展開されており、食糧供給基地としての確かな 地位を築いてきたところである。

本町の農業構造は、昭和35年から44年までの10年間は高度経済成長の影響により都市部への人口流出が進み、その後は米をはじめとする多くの農産物の販売価格の低迷による農業収入の伸び悩みを背景にして、農家数の減少と営農の兼業化が進行してきた。また、農業就業人口割合は減少を続け、農業労働力の高齢化が進み、さらに経営規模においては5ha以上の農家の比率が増加し、その拡大が進んでいる。

農業は、農産物生産による所得及び雇用機会の創出という経済効果のみならず、地域の食品、機械、流通産業等とも結びつきが強く、また他産業に及ぼす波及効果が大きいことから、本町を含む地域経済を支える重要な産業となっている。さらに、農村地域は、豊かな自然環境を基礎に、食料の安定供給や居住・余暇空間の提供のほか、地域の均衡ある発展を図るうえで重要な機能を果たしている。

このような状況の下、本町の農家は、農産物の安全・安心への取組みと生産コスト低減に努めつつ、特別栽培米等の特色ある米づくりや複合経営に積極的に取組み、農業所得の向上を目指し、健全な経営体質を築くことにより、本町の存立基盤としての農業を活力と魅力ある産業として位置付けその確立を図る必要がある。また、農業・農村のもつ多面的な機能を発揮し、効率的かつ安定的な農業経営を中心として農産物等の地域資源を活用した6次産業化など様々な取組みを地域ぐるみで展開しながら農業・農村の振興を図っていくことが重要である。

#### (経営体育成の必要性)

2 食の安全・安心への関心の高まり、食生活の多様化、担い手の減少や高齢化等 が進んでいる中で、農業・農村の活性化を図るためには、消費者ニーズに的確に 対応できるようなすぐれた経営感覚と技術を持つ経営体を育成していくことが必 要である。

また、米政策等の見直しにより、畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)や米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)の対象者が認定農業者、集落営農、認定新規就農者に重点化されたことを踏まえ、認定農業者等への誘導とその拡大が必要である。

#### (経営体育成の方向)

3 効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、「人・農地プラン」への取組みを積極的に推進し、農業者の自発的な話し合いを通じて地域農業の中核的な担い手の意向を十分に反映し、かつ、農業経営の向上・拡大に意欲的に取組もうとする農業者に対し、農地中間管理機構の機能等を発揮した農用地の利用の集積・集約化や、農業者が主体的に農業経営に取組めるよう、総合的な農業振興策を推進することとする。

また、次代を担う新規就農者の育成・確保を図ることにより、本町農業の健全 な発展に努めるものとする。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保の目標

農業経営の発展を目指し、農業を主とする農業者が地域の他産業従事者並の年間総労働時間で、他産業従事者並の生涯所得を実現し得る年間農業所得を確保し、そのような農業経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目標とする。

(専業的農業従事者1人当たり)

年間総労働時間	年間農業所得
概ね1,900時間	概ね400万円

そのため、町は、農業委員会、農業協同組合、山形県庄内総合支庁農業技術普及課(以下「県農業技術普及課」という。)及び土地改良区等の農業関係機関・団体等と連携を密にして、実効性のある助言・指導が行われる体制を整備するとともに、担い手として育成すべき経営体とその他の農家間の合意形成を促しながら、農業経営体の経営改善への取組みについて積極的な支援策を講じることとする。

#### (2) 認定農業者等の育成・確保

意欲ある農業者に対しては、経営改善計画の作成支援等により積極的に認定 農業者へ誘導し、経営規模の拡大や農業経営の高度化・多角化を促進すること により、効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に努めるものとする。

また、農業や農村の維持発展に向けて、関係機関が協力し各地域における取組みを促進しながら、新規就農者の育成・確保を推進するとともに、女性農業者や高齢者等の多様な農業者が連携し、それぞれが培ってきた知識や技術等の特色を活かして、地域農業の発展を目指す活動を促進する。

集落営農組織の育成と農業経営体の法人化については、担い手不足が見込まれる地域において、農作業受託による農用地の利用集積を図る相手方として特定農業団体等の集落営農組織の育成を図り、これら組織の実効性ある法人化を促進するため地域の実情に即し支援するものとする。

また、異業種等から農業に参入する法人については、地域の合意形成を前提

として円滑な参入と定着に向けて支援するものとする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保

青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、地域の同世代の他産業従事者と遜色のない水準の実現を目標とし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に努めるものとする。具体的には、経営規模、生産技術等を考慮し、(1)で定める年間総労働時間及び農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得として(1)の5割以上を目標とする。

地域の実情を踏まえ、効率的かつ安定的な地域の農業経営が持続可能な必要数の青年等を確保するとともに、雇用就農の受け皿となる法人の増加を図っていくものとする。

新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へ誘導していく。

#### (分野別推進方向)

4 これらの目標を達成するため、農業生産構造及び農業経営の実情を踏まえつつ、 農業者自らの創意と合意に基づく営農方針を基本として、以下の施策を重点的に 推進する。

#### (1) 認定農業者等の育成

経営改善計画の着実な達成に向けて、専門家の派遣など個別課題に対応した 指導・助言を行うとともに、各種事業や制度資金等による支援を行う。

また、新規就農者については、就農相談から営農定着までの就農段階に応じた支援を行うとともに、関係機関の協力の下、円滑な農地確保に努める。

なお、経営体の法人化を含めた経営管理能力の向上については、県、農業委員会ネットワーク機構、農業委員会、農業協同組合、公益財団法人やまがた農業支援センター等の関係機関と連携し、各種研修事業への積極的な参加を促す。

#### (2) 稲作を中心とする土地利用型農業の推進

一層の規模拡大、あるいは稲作と他作目との複合化を推進するため、連坦した形での農用地の利用集積を図り、良質かつ安定的な生産を確保するための土づくりや消費市場で要望の多い有機米や特別栽培米の生産シェアの拡大施策を重点的に実施するとともに、加工用米や飼料用米など需要に応じた米づくりを推進する。

また、低コスト化のための技術の開発・普及を促進するとともに、共同機械

施設の導入を各種支援事業の活用により積極的に推進し、経営体質の強化を図る。

大豆等については、収量増加・品質向上に向けた新技術の普及拡大に努める とともに、栽培地の団地化を積極的に推進し、併せて農作業受委託の促進や栽 培管理体制の整備、省力低コスト化を推進することにより経営の安定を図る。

#### (3) 果樹、野菜、花き等の園芸作物の生産拡大

周年的な安定生産と水田転換畑の有効活用による土地利用型野菜等の生産拡大に向け、機械・施設等の生産基盤の整備を推進するとともに、関係機関と連携し、技術・経営面の向上改善に努める。

#### (4) 畜産業の安定化

耕畜連携での自給飼料の生産・利用拡大による低コスト化、安全・安心な飼料の確保・良質堆肥の安定生産・供給、優良種導入による高品質化及び周辺環境に関する諸課題の解決に向けた取組みを推進する。

#### (5)環境農業の推進

農産物に対する消費者の信頼性向上に向けて、環境保全型農業や農業生産工程管理手法の導入、放射性物質検査など、安全・安心な農産物の生産を一体的に推進する。

#### (6) 6次産業化・流通販売の推進

食品製造業や観光業等との連携の下、多様化する市場ニーズを先取りした独自性の高い高付加価値な産品の開発、生産・流通技術の開発・普及を推進するとともに、町内産農産物のブランド化及びその産地形成のための体制整備を関係機関・団体等との緊密な連携の下に推進する。

## 第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

#### 1 農業経営の基本的指標

第1に示した目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標は、現に本町 及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえ、本町における主要な営農類型ごと に別紙1のとおりである。

2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標としては、 将来効率的かつ安定的な農業経営を目指す必要があることから、地域の実情、青年 等自身の生産技術や経営能力を踏まえ、1の指標の5割程度の水準として設定して いる。

## 第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する 農用地の利用の集積に関する目標

概ね10年後(令和10年度)における町全体の農用地面積に占める効率的かつ安定的な農業経営体(認定農業者、集落営農、認定新規就農者等)の利用集積面積(所有面積、借入面積及び水稲においては耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀の全てを受託している面積、その他の作目においては主な基幹作業を受託している面積の合計面積)の割合の目標は、80%とし、地域農業の維持・発展に向けて作成される人・農地プランに位置付けられた地域の中心となる経営体への農地集積を促進するものとする。

また、生産性の向上、経営の効率化や規模拡大を図るためには、面的にまとまった形での農用地の利用を確保することが重要である。

このため、関係機関等との連携による農用地の利用調整機能の充実・強化を図り、農地中間管理事業をはじめ、利用権設定等促進事業及び農地利用集積円滑化事業等による農用地の面的集積を促進するものとする。

## 第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

三川町は、山形県が策定した「山形県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」に定められた内容に即しつつ、本町農業の地域特性を踏まえ、土地利用型農業と集約型農業の調和のとれた営農の実現や希望をもって就農できる体制整備、魅力ある農業経営の推進を図るため、耕作放棄地の発生防止や再生利用の取組みを進めるとともに、離農農地を効率的に利用集積していくことを目指し、人・農地プランにおける地域の中心経営体への農地集積を着実に推進することが必要である。

このため、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ①利用権設定等促進事業
- ②農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ③農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を促進する事業
- ⑦その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業において、農地中間管理機構及び農地利用集積円滑化団体は、人・農地プランに位置付けられた地域の中心経営体に対し、効率的に農地を集積するとともに、町は、農業委員会、農業協同組合及び土地改良区等の関係機関・団体等が十分機能を発揮できるように支援するものとする。

各事業に関する事項は、以下のとおりである。

- 1 利用権設定等促進事業に関する事項
- (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件
- ① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人、農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律229号)第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。)又は新規就農者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。
  - ア 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて(新規就農者にあっては、(ア)及び(イ)、農地所有適格法人にあっては、
    - (ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて)を備えること
    - (ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又 は養畜の事業を行うと認められること
    - (イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること
    - (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること
    - (エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者(農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。) がいること
    - (オ)所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農用地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること
  - イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の 設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができる と認められること
  - ウ 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用する ことができると認められること
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利 又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の 実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ) に掲げる要件(農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件)を備えている ときは、前項の規定にかかわらず、その者はおおむね利用権の設定等を行う農用地 の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第

11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第3項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、若しくは農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、若しくは農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

- ④ 利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者(農地所有適格法人、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合、農業協同組合連合会その他農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号。以下「施行令」という。)第5条で定める者を除く。)が利用権の設定等を受ける場合は、次に掲げるすべての要件を備えるものとする。
  - ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすること が適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを 効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること
  - イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的か つ安定的に農業経営を行うと見込まれること
  - ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち 一人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められ ること
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、株主又は社員(農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。)が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うための利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

なお、農地所有適格法人による利用権の設定等を行うために農地所有適格法人の 構成員が利用権の設定等を受ける場合には、当該農地所有適格法人の経営の育成に 資するようにするものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙2のとおりとする。
- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、③に規定する農業協同組合法 第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合、農業協同組合連合会及び同法

第72条の10第1項第2号の事業を併せて行う農地所有適格法人である農事組合 法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等利用関係として 農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に 限り行うものとする。

#### (2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定(又は移転)される利用権の存続期間(又は残存期間)の基準、借賃の算定基準及び支払い(持分の付与を含む。以下同じ。)の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙3のとおりとする。

- (3) 開発を伴う場合の措置
- ① 町は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たって、その利用権の設定等を受ける者(地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く。)から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。)様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合する と認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
  - ア 当該開発事業の実施が確実であること
  - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可基準に 従って許可し得るものであること
  - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行 為の許可基準に従って許可し得るものであること
- (4) 農用地利用集積計画の策定時期
- ① 町は、法第6条の規定による農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(以下「基本構想」という。)の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める。
- ② 町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

#### (5)要請及び申出

- ① 三川町農業委員会(以下「農業委員会」という。)は、認定農業者又は認定新規 就農者で利用権の設定等を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者 の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者又は認定新規就 農者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、町に農用地利用集積計画を定め るべき旨を要請することができる。
- ② 町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により、町に農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、 農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取組ん でいる農業協同組合は、別に定める様式により、町に農用地利用集積計画に定める べき旨を申し出ることができる。
- ④ 町の全部又は一部をその事業実施区域とする農地利用集積円滑化団体は、その区域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により、町に農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②から④に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用 地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定 (又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前 までに申し出るものとする。
- (6) 農用地利用集積計画の作成
- ① 町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請内容を尊重して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ② 町は、(5)の②から④の規定による農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、町は、 農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等を行おうとする農用地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7)農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける農用地等の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する農用地等について利用権の設定等を行う者の氏名 又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(農用地等の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法(当該利用権が農業経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項 ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農 用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃借権又は使用貸借による権 利を解除する旨の条件
  - イ その者が、毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則 (昭和55年農林水産省令第34号。以下、「規則」という。)第16条の2各 号で定めるところにより、権利の設定を受けた農用地で生産した作物やその栽培 面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農 用地の利用状況について町長に報告しなければならない旨
  - ウ その者が、賃借権又は使用貸借による権利を解除し撤退した場合の混乱を防止 するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項
    - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
    - (イ) 原状回復の費用の負担者
    - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
    - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払いの取決め
- ⑥ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における農用地等の利用目的、 当該所有権の移転の時期、移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。) 及びその支払い(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係 ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

#### (8) 同意

町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに (7)の①に規定する者並びに当該農用地等について所有権、地上権、永小作権、質権、 賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の すべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る農用地等について利用権(その存続期間が5年を超えない ものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該農用地等について所有権を有す る者の同意については、当該農用地等について2分の1を超える共有持分を有する者の 同意を得ることで足りるものとする。

#### (9) 公告

町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき、又は(5)の①の規定による農業委員会の要請内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を本町の掲示板への掲示により公告する。

なお、三川町は農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画の取消しを行った場合は、 その旨を公告するものとする。

#### (10) 公告の効果

町が(9)の規定により公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され若しくは移転し又は所有権が移転するものとする。

#### (11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る農用地等を効率的に利用するよう努めなければならない。

#### (12) 紛争の処理

町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払い等利用権の設定等に係る農用地等の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努めるものとする。

#### (13)農用地利用集積計画の取消し等

- ① 町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者(法第18条第2項第6号に規定する者)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。
  - ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域に おける農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的か つ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき
  - ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいず れもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき
- ② 町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、 農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に 係る部分を取消すものとする。
  - ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用し

ていないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借権又は 使用貸借による権利の解除をしないとき

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき

- ③ 町は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を本町の掲示板への掲示により公告するものとする。
- ④ 町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃借権又は 使用貸借による権利が解除されたものとみなすものとする。

#### 2 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業に関する事項

- (1) 町は、町の全域又は一部を区域として農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体との連携の下に、農用地等の所有者、農業経営者等の地域の関係者に農地利用集積円滑化事業の趣旨が十分理解され、地域一体となって農地利用集積円滑化事業を進めるとの合意形成が行われるよう、農地利用集積円滑化事業に関する普及啓発活動等を行うものとする。
- (2) 町、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の関係機関及び関係団体は、農地利用集積円滑化事業を促進するため、農地利用集積円滑化団体に対し、情報の提供及び事業の協力を行うものとする。

#### 3 農用地利用改善事業の実施を促進する事業に関する事項

(1)農用地利用改善事業の実施の促進

町は、農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進するものとする。

#### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、農用地等の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況等の観点から、 農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1集落~数集落)とするものとする。

ただし、ひとまとまりの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である と認められる場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、 集落の一部を除外することができるものとする。

#### (3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

#### (4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を

定めるものとする。

- ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
- イ 農用地利用改善事業の実施区域
- ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。
- (5)農用地利用規程の認定
- ① (2) に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定 款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備える者は、基本 要綱様式第4号の認定申請書を町に提出し、認定を受けることができるものとする。
- ② 町は、提出された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項に基づき認定をするものとする。
  - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること
  - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切な ものであること
  - ウ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するもの であること
  - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程 で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること
- ③ 町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本町の掲示板への掲示により公告するものとする。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用するものとする。
- (6)特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定
- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の状況並びに将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認められるときは、当該団体の区域内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど、施行令第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができるものとする。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項に定めるものとする。
  - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
  - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
  - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の 委託に関する事項
- ③ 町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)について、(5)の①の認定の申請があった場合においては、当該特定農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の②の規定により認定をするものとする。
  - ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利 用の集積をするものであること
  - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の 委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地 について、利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団 体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認 められること
- ④ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用 規程は法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなすものとする。
- (7)農用地利用改善団体の勧奨等
- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益を有する者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう推奨することができるものとする。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業団体及び特定農業法人は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。
- (8) 農用地利用改善事業の指導、助言
- ① 町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、助言

に努めるものとする。

- ② 町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとする者が、農用地利用 改善事業の実施に関し、県農業技術普及課、農業委員会、農業協同組合、農地中間 管理機構、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、これらの 機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努めるものとする。
- 4 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業に関する事項
- (1) 農作業の受委託の促進

町は、次に掲げる事項を重点的に促進し、農作業の受委託を組織的に促進するうえで 必要な条件の整備を図るものとする。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業の受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託を行う生産組織等の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため、農作業の受委託の促進について の普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の 組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金 の基準の設定
- (2) 農業協同組合による農作業受委託のあっせん等

農業協同組合は、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、 農地利用集積円滑化団体と連携して調整に努めるとともに、農作業受委託集団の育成を 推進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業に関 する事項

町は、効率的かつ安定的な農業経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理能力の向上に努めるべく、県農業技術普及課による生産・経営改善等の指導を受けながら地域の農業を担い、農地を保全する担い手としての意識改革と人材育成に努めるものとする。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、就業体制の改善による労働時間の短縮と休日制の導入や高齢者、非農家等の労働力の参入を促進するものとする。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を促進する事業に関する事項 第1の3(3)に掲げる目標を計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携 の下、次の取組みを重点的に推進するものとする。 (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組み

#### ア 受入環境の整備

公益財団法人やまがた農業支援センターや県農業技術普及課、農業協同組合等と 連携しながら、就農相談会を開催するなど、就農希望者に対し、町内での就農に向 けた情報の提供を行うものとする。また、町内の法人や先進的農家等と連携して、 高校や大学等からの研修やインターンシップの積極的な受入れに努めるものとする。 イ 中長期的な取組み

生徒・学生が農業に興味を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組みの実施を促進するものとする。 具体的には、生産者との交流の場を設けるとともに、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにするものとする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組み

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

県農林大学校や県農業技術普及課、農業委員、指導農業士、農業協同組合、生産組合等と連携・協力して、新たに農業経営を営もうとする青年等に対し適切な指導を行うものとする。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないように、人・農地プランの作成・見直 しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として新規就農者を育成する体制を強化す るものとする。

ウ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく 青年等就農計画の作成を促し、国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用 しながら経営力を高め、確実な定着へと導くものとする。

さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営 改善計画の策定を促し、認定農業者へ誘導するものとする。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については公益財団法人やまがた農業支援センター等、技術や経営ノウハウについての習得については県農林大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては県農業技術普及課、農業協同組合、指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組みを進めるものとする。

- 7 その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業に関する事項
- (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携 町は、1から6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化を促進す

るために必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ア 複合経営による生産性の高い水田営農体系の確立及び地域の土地利用の見直し を進めながら、農作業受委託等も含めた形で、効率的かつ安定的な経営体への連 担化された農用地の利用集積の促進
- イ 地域農業、農業集落の活性化に向けた環境整備の促進、多様な担い手の確保 (2)推進体制等

町は、三川町農業振興会議において、農業経営基盤の強化を推進するとともに、これを構成する農業関係機関・団体等は、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとする。

## 第5 農地利用集積円滑化事業に関する事項

1 農地利用集積円滑化事業の実施主体に関する事項

農地利用集積円滑化事業の実施主体となる農地利用集積円滑化団体は、農用地の利用 集積に係る課題を的確に解決できること、具体的には、①担い手の育成・確保、担い手 に対する農用地の利用集積の積極的な取組みが期待できること、②地域農業、とりわけ 担い手に関する情報や農用地の各種情報に精通していること、③農用地の出し手や受け 手と的確にコミュニケーションを図れること、等の条件を満たすものとする。

- 2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準
  - ① 農地利用集積円滑化事業は、三川町全域を対象として行うことを基本とするものとする。
  - ② 町域を区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合には、地域の自然的条件、 農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、担い手への 農地の面的集積が効率的かつ安定的に図られる、大字単位とするなど、一定のまと まりのある区域を定めるものとし、農業振興地域(農業振興地域の整備に関する法 律(昭和44年法律第58号)第6条第1項の規定による農業振興地域をいう。) を区域とするものとする。
  - ③ 複数の農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を行う場合には、特定の農地利用集積円滑化団体が優良農地の区域のみで事業を行うこと等により事業実施地域が偏ることがないよう、町が町全域における事業実施地域の調整を行うものとする。
- 3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項
- (1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容 農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 農地所有者代理事業の実施に関する事項
  - ア 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地等の売渡し、 貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項
  - イ アの委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項
  - ウ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項
- ② 農地売買等事業の実施に関する事項
  - ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項
  - イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項
  - ウ 農用地等の管理に関する事項
  - エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項
- ③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項
- ④ 事業実施地域に関する事項
- ⑤ 事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、 農業委員会ネットワーク機構、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携及 び調整に関する事項
- ⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項
- (2) 農地中間管理機構が行う農地中間管理事業との連携の考え方
- ① 町は、山形県一円を区域として農地中間管理事業等を行う公益財団法人やまがた 農業支援センターとの連携の下に普及啓発活動等を行うことによって同センターが 行う事業の実施促進を図るものとする。
- ② 町、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の関係機関は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした農地中間管理事業等を推進するため同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

なお、農地利用集積円滑化団体が農地所有者代理事業を行う場合には、農地中間 管理機構への農地の貸付けを最優先に事業を行うよう配慮するものとする。

(3) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、経営 農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用することのできる 者を優先する。

- (4)農地所有者代理事業における委任・代理の考え方
- ① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する 観点から、農用地等の所有者は、委任に係る土地についての貸付け等の相手方を指 定することはできないものとする。
- ② 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地等の貸付等の委任を申し込んだ 農用地等の所有者と農地利用集積円滑化団体が委任契約を締結することとする。 なお、委任契約の締結に当たっては、当該事業の効率的な実施の確保、契約当事者間

- の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲について、農用地等の所有 者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めるものとする。
- ③ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込みを受けた場合は、正当な理由がなければ委任契約の締結を拒んではならないものとする。
- (5) 農地売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準
- ① 農地売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の売買価格については、近傍類似の取引価格を参考に当該農用地等の生産条件等を勘案して定めるものとする。
- ② 農地売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が貸借する農用地等の借賃については、農業委員会が提供している借賃等の情報を参考に当該農用地等の生産条件等を勘案して定めるものとする。
- (6) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

農用地利用集積円滑化団体が、農地利用集積円滑化事業を行うに当たっては、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに県、農業委員会ネットワーク機構、町、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の関係機関及び関係団体等と適切な連携を図るものとする。

- (7) 農地利用集積円滑化事業規程の承認
- ① 法第4条第3項各号に掲げる者(市町村を除く。)は、2に規定する区域を事業 実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、規 則第12条の10に基づき、町に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行うも のとする。
- ② 町は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、承認をするものとする。
  - ア 基本構想に適合するものであること
  - イ 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の 事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集 積を図るうえで支障が生ずるものでないこと
  - ウ 認定農業者が農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農 地利用集積円滑化事業を実施すると認められること
  - エ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると 認められるものであること
    - (ア)農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有していること
    - (イ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等 の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契 約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないこ

とが確保されていること

- (ウ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営 を営む者に対する農用地の利用の集積を的確に図るための基準を有しているこ と
- オ 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地 利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、農業委員会ネットワーク機構、農 業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるもので あること
- カ 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、規則第10条第2号イからニまでに掲げるものであること
- キ 規則第10条第2号イから二までに掲げる農業用施設の用に供される土地又は 開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、 農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること
- ③ 町は農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について、承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。
- ④ 町は、承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を本町の掲示板への掲示により公告するものとする。
- ⑤ ①から④までの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更について準用するものとする。
- ⑥ ③及び④の規定は、農地利用集積円滑化事業の廃止について準用するものとする。
- (8) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等
- ① 町は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認められるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。
- ② 町は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認められるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。
- ③ 町は、農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項に該当するときは、(7)の規定による承認を取消すことができるものとする。
  - ア 農地利用集積円滑化団体が、法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合又は一般社団法人、一般財団法人若しくは同項第2号に掲げる者(農地売買等事業を行っている場合にあっては、当該農業協同組合又は一般社団法人若しくは一般

財団法人) でなくなったとき

- イ 農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした とき
- ウ 農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反したとき
- ④ 町は、③の規定により承認を取消したときは、遅滞なく、その旨を本町の掲示板 への掲示により公告するものとする。
- (9) 町による農地利用集積円滑化事業規程の策定
- ① 町は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。
- ② 町が①の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、町長は当該農地利用集積円滑化事業規程を2週間の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所及び時間を公告するものとする。
- ③ ①に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、(7)の②に掲げる要件に該当するものとする。
- ④ 町は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ農業委員会の決定を経るものとする。
- ⑤ 町は、農地利用集積円滑化事業規程を定めたときは、その旨並びに当該農地利用 集積円滑化事業規程で定めた農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を本 町の掲示板への掲示により公告するものとする。
- ⑥ ④及び⑤の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用するものとする。
- (10) 研修等事業の実施に当たっての留意事項
- ① 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の実地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常の管理耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。
- ② 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じ、概 ね5年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等におい て研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存 続期間とする。
- ③ 研修等事業の実施に当たって、当該団体は、県、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。

## 第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

#### 附則

この基本構想は、令和2年3月9日から施行する。

#### 別紙1〔第2関係〕

### 1 営農類型ごとの経営規模及び生産方式の指標

#### 【トップランナー向け】

※主たる経営者1人当たりの農業所得400万円以上の農家及び農業法人を想定

No.	営農類型	経営規	規模			農業所得	等	主な留意事項等
1	ミニトマト+メロン	経営規模	=	11.3	ha	主たる経営者の		〇 乾燥調製は共同乾燥
	+水稲+大豆(委託)	ミニトマト	=	0.2	ha	農業所得	4,023 千円	施設を利用、大豆は委
		露地メロン	=	0.5	ha	○販売金額	18,529 千円)	託
		水稲	=	6.3	ha	◇農業所得	4,023 千円	○ ミニトマトはハウス抑制
		大豆(委託)	=	4.2	ha	·基幹的従事者	1 人	栽培
		(ハウス用地)	=	0.1	ha	◇支払労務費	1,884 千円	〇 露地メロンはトンネル栽
						•補助的従事者	6人	培
2	水稲+大豆+庄内柿	経営規模	=	19.6	ha	主たる経営者の		<ul><li>○ 水稲は防除以外は自</li></ul>
	+干し柿	水稲	=	11.0	ha	農業所得	5,002 千円	己完結、大豆は2 戸共
		大豆	=	7.4	ha	◇販売金額	26,988 千円)	同
		庄内柿	=	1.0	ha	◇農業所得	9,002 千円	〇 柿はL玉以上で4 割贈
		(ハウス用地)	=	0.2	ha	•基幹的従事者	2 人	答用販売、残りを通常
		干し柿(加工)	=	37,50	00個	◇支払労務費	610 千円	出荷
						•補助的従事者	3 人	○ M玉は干し柿の原料
3	水稲+大豆	経営規模	=	23.7	ha	主たる経営者の		〇 水稲は防除以外は自
	+えだまめ+ねぎ	水稲	=	14.0	ha	農業所得	5,054 千円	己完結
		えだまめ(茶豆)	=	2.0	ha	◇販売金額	31,163 千円)	○ えだまめは茶まめとし、
		軟白ねぎ	=	0.1	ha	◇農業所得	9,054 千円	市場出荷
		大豆	=	7.5	ha	•基幹的従事者	2 人	│ ○ 水稲育苗ハウスに後作
		(ハウス用地)	=	0.1	ha	◇支払労務費	1,382 千円	として軟白ねぎを作付
						•補助的従事者	4 人	(†
4	水稲+大豆+ねぎ	経営規模	=	50.1	ha	主たる経営者の		〇 水稲、大豆は乾燥調製
		水稲	=	30.0	ha	農業所得	4,509 千円	設備の整備を前提
		大豆	=	19.8	ha	◇販売金額	52,833 千円 ]	〇 水田は全て利用権設
		軟白ねぎ	=	0.2	ha	◇農業所得	12,509 千円	定を前提
		(ハウス用地)	=	0.1	ha	•基幹的従事者	3 人	〇 水稲育苗ハウスの後利
						◇支払労務費	1,784 千円	用で軟白ねぎを作付け
						•補助的従事者	6人 )	
5	水稲+ねぎ	経営規模	=	13.0	ha	主たる経営者の		〇 水稲は共同乾燥調製
		水稲	=	7.8	ha	農業所得	4,266 千円	施設を利用
		ねぎ	=	0.6	ha	◇販売金額	20,060 千円)	○ ねぎは夏から冬にかけ
		軟白ねぎ	=	0.1	ha	◇農業所得	4,266 千円	て収穫し、冬期は水稲
		飼料用米	=	4.5	ha	•基幹的従事者	1 人	育苗ハウスの後利用と して軟白ねぎを栽培
						◇支払労務費	1,704 千円	O C 777 ID 100 C C/76/11
						•補助的従事者	4人	
6	水稲+メロン	経営規模	=	8.0	ha	主たる経営者の		○ 水稲、飼料用米の乾
	+ストック	水稲	=	4.5	ha	農業所得 4,761 千円	燥・調製は共同乾燥	
		飼料用米	=	3.0	ha	◇販売金額	14,968 千円 )	調製施設を利用
		ストック	=	0.1	ha	◇農業所得	4,761 千円	〇 水稲育苗ハウスの後利
		メロン	=	0.4	ha	•基幹的従事者	1 人	用としてストックを作付け
		(ハウス用地)	=	0.1	ha	◇支払労務費	790 千円	〇 メロン早熟メロンの後作
						•補助的従事者	4 人	としてストックを作付け
		l				1		İ

No.	営農類型	経営規	見模			農業所行	导等	主な留意事項等
7	水稲+ストック	経営規模	=	11.8	ha	主たる経営者の		<ul><li>○ 水稲は移植栽培で、乾</li></ul>
	+トルコぎきょう	水稲	=	7.0	ha	農業所得	4,275 千円	燥調製は共同乾燥施設
	+大豆(委託)	ストック	=	0.1	ha	◇販売金額	13,987 千円 ]	を利用
		トルコぎきょう	=	0.1	ha	◇農業所得	4,275 千円	〇 ストックは秋出し無加温
		大豆(委託)	=	4.5	ha	•基幹的従事者	1 人	栽培
		(ハウス用地)	=	0.1	ha	◇支払労務費	609 千円	〇 トルコぎきょうは無加温
						•補助的従事者	3 人	7~9 月出し栽培
8	肥育牛+水稲	経営規模				主たる経営者の		○ 水稲はコンバインを2戸
		肥育牛	=	200	頭	農業所得	4,309 千円	で共同利用、乾燥調製
		経営規模	=	5.0	ha	◇販売金額	128,433 千円 ]	は共同乾燥調製施設を 利用
		水稲	=	3.0	ha	◇農業所得	4,309 千円	מתניף
		大豆(委託)	=	2.0	ha	•基幹的従事者	1 人	○ 肥育牛は常時200 頭飼
						◇支払労務費	2,418 千円	養し、肥育期間を22か
						•補助的従事者	2 人 丿	月、年間107 頭出荷

## 【スーパートップランナー向け】

※主たる経営者1人当たりの農業所得800万円以上の企業的経営を実施する農業法人を想定

No.	営農類型	経営規	見模			農業所行	导等	主な留意事項等
1	トマト(施設)	経営規模	=	1.8	ha	主たる経営者の		○ トマトはハウス夏秋どり
		トマト	=	1.2	ha	農業所得	8,603 千円	栽培とし、共同選果施
		(ハウス用地)	=	0.6	ha	◇販売金額	49,920 千円)	設利用
						◇農業所得	12,603 千円	〇 土耕栽培、灌水同時施
						•基幹的従事者	2 人	肥
						◇支払労務費	4,271 千円	
						·補助的従事者	10 人	
2	水稲+大豆	経営規模	=	100.5	ha	主たる経営者の		○ 水稲「つや姫」20ha <b>う</b> ち
		水稲	=	57.0	ha	農業所得	10,687 千円	3.0ha は精米販売
		水稲(精米販売)	=	3.0	ha	◇販売金額	111,812 千円 ]	
		大豆	=	40.0	ha	◇農業所得	30,687 千円	
		(ハウス用地)	=	0.5	ha	•基幹的従事者	6 人	
						◇支払労務費	2,723 千円	
						•補助的従事者	10 人	
3	肥育牛	経営規模				主たる経営者の		〇 肉用肥育牛常時飼育
		肥育牛(常時)	=	1200	頭	農業所得	8,294 千円	頭数1,200 頭
						◇販売金額	806,400 千円 ]	〇 年間出荷頭数654 頭
						◇農業所得	24,294 千円	〇 飼育方式:群飼(自動
						•基幹的従事者	5 人	除糞)
						◇支払労務費	12,593 千円	〇 もと牛導入月齢10 ヶ
						•補助的従事者	4 人	月、出荷月齢32ヶ月

#### 2 経営管理の方法及び農業従事の態様等に関する指標

## ア 経営の合理化・健全化を進めるため、簿記記帳により経 ①経営管理の方法 営と家計との分離を図る。また、青色申告と複式簿記の普 及を図る。 イ 家族農業経営については、その経営管理面を充実強化 し、必要に応じて1戸1法人化を進める。生産組織につい ては、経営の効率化、近代化を図り、熟度の高いものから 地域の実情に応じて法人化への誘導を図る。 ウ 合理的な経営管理を行うため、経営体内の役割の明確 化を図る。 エ 農業従事者の経営管理能力の向上を図るため、経営研 修機会の確保に努める。 オ 経営体質を強化するため自己資本の充実を図る。 ア 農業従事者を安定的に確保するため、休日制及び給料 ②農業従事の態様等 制の導入を図る。 イ 農繁期における労働負担の軽減のため、臨時雇用者の 確保を図る。 ウ 労働環境の快適化を進めるため、労働衛生に配慮した 農作業環境の改善を図る。 エ 労働の安全性の強化を図るため、農作業環境の整備、 労働管理の充実、より安全な機械等の導入、休憩時間の確 保等に努める。 オ 農業従事者の資質向上を図るため、技術・労働改善等 の研修会の確保に努める。 カ 組織経営体においては、常時従事者全員の社会保険の 加入、厚生施設等の充実を図る。

#### 別紙2〔第4の1(1)⑥関係〕

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に 規定する土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備え ている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1)地方自治法(昭和22年法律第67号)第298条第1項の規定による地方開発事業団以外の地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。)、農業協同組合等(農地法施行令(昭和27年政令第445号)第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。)又は畜産公社(農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。)
- ○対象土地を農用地(開発して農用地とするとすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合
  - ・・・・・・・ 法第18条第3項第2号イに掲げる事項
- ○対象土地を農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地 を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。)とし て利用するための利用権の設定等を受ける場合
  - ・・・・・・・・ その土地を効率的に利用することができると認められること
- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人(農地所有適格法人である場合を除く。)又は生産森林組合(森林組合法(昭和53年法律第36号)第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。)(それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)
- ○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
  - ・・・・・・・・・ その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること
- ○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合 ・・・・・・・・・ その土地を効率的に利用することができると認められること
- (3)土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項各号に掲げる事業(同項第6号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令(昭和36年政令第346号)第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)
- ○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合 ・・・・・・・・ その土地を効率的に利用することができると認められること

I 農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するため の利用権 (農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。) の設定又は移転を受ける場合

#### ①存続期間(又は残存期間)

1. 存続期間は、3年以上(農業年金制度関連の場合は10年以上、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮するうえで適切と認められる一定の期間)とする。

ただし、3年以上とすることが相当でないと認められる場合には、3年以上と異なる存続期間とすることができる。

- 2. 残存期間は、移転される利 用権の残存期間とする。
- 3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途における解約については、当事者双方の合意があった場合に認める。

#### ②借賃の算定基準

- 1. 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。
- 2. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。
- 3. 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から2までの規定によって算定される額に相当するよう定めるものとする。

#### ③借賃の支払い方法

- 1. 賃借は、毎年農用地利用集 積計画に定める日までに当該 年に係る借賃の金額を一時に 支払うものとする。
- 2. 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。
- 3. 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払い等を履行するものとする。

#### ④有益費の償還

- 1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し、民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。
- 2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良による額又はその時における当該農用地の改良による増加額について、当該利用権の当事者間で協議が調わないときは、当事者の双方の申出に基づき、町が認定した額をその費やした金額又は増加額とする旨を定めるものとする。
- Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②借賃の算定基準
Iの①に同じ。	1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍 の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当 事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に 勘案して算定する。
	2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。
	3. 開発して農業用施設用地とすることが適当 な土地については、Iの②の2と同じ。

③借賃の支払い方法	④有益費の償還
Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

#### Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権 利の設定を受ける場合

	<del>-</del>
①存続期間	②損益の算定基準
Iの①に同じ。	1. 作目等ごとに、農業経営の受託に係る販売額(共済金を含む。)から農業経営に係る軽費を控除することにより算定する。
	2. 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、 農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、 農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労 賃・報酬が確保されるようにするものとする。

③損益の決済方法	④有益費の償還
I の③に同じ。	I の④に同じ。
この場合において、Iの③中	
「借賃」とあるのは「損益」と、	
「賃貸人」とあるのは「委託者	
(損失がある場合には、受託者	
をいう。)」と読み替えるものと	
する。	

#### Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

①対価の	) 算定基準

土地の種類及び農業上の利用 目的ごとにそれぞれ近傍類似の 土地の通常取引(農地転用のた めに農地を売却した者が、その 農地に代わるべき農地の所有権 を取得するため高額の対価によ り行う取引きその他特殊な事情 の下で行われる取引きを除く。) の価格に比準して算定される額 を基準とし、その生産力等を勘 案して算定する。

#### ②対価の支払い方法

農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振込むことにより、又は、所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。

#### ③所有権の移転の時期

農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。